

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	令和元年度 第2回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	令和2年2月27日(火) 13:30~15:00		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 2-3-1 会議室		
傍聴の可否	○可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委 員	北川泰則委員、森田 徹委員、小笠原康人委員、岸川俊介委員 藤田達美委員、田島昭英委員、松本泰宏委員、諸井愛子委員	
	事務局	建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長、環境下水道課主任、環境下水道課主査、環境下水道課主事	
	その他		
会議の議題	農業集落排水処理施設条例の改正について 下水道使用料等の徴収委託について		
配布資料	会議レジュメ、条例改正に関する資料、徴収委託に関する資料 PFI 事業移行に係る説明資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議題	農業集落排水処理施設条例の改正について		
内容	別紙のとおり		
審議経過	事務局	農業集落排水処理施設条例の改正についての説明。	
	委員	水道メーターと別に農業集落排水のメーターがあるのか。	
	事務局	いいえ、水道メーターで検針した水量をもとに下水道量を算定し料金を請求する。また、井戸を併用されている家庭では個人で井戸のメーターを付けていただくか、水道量×1.3を使用した下水道量とみなし料金を算定する。	
	委員	「ご自分でメーターを取り付けた場合」とあるが水道にメーターを付けるか、井戸にメーターを付けるか詳しく記入したほうが良いのではないかと。	
	事務局	はい。参考にしたい。	
	委員	公費で井戸メーターを取り付ける方針はないのか。	
	事務局	市営浄化槽事業は、井戸メーターを公費で取り付けている。しかし、農業集落排水地域の井戸がある世帯が600件近くあるため、それらの世帯全部に取り付けるとなると財政的に厳しいと考えられる。	
	委員	嬉野地区では現在メーターを個人で取り付けている家庭はあるのか。	
	事務局	温泉メーターを取り付けている家庭はある。それを報告いただき加算請求を行っている。届け出がない所は水道量×1.3を行っている。	
	委員	算出方法が水道のみを使った時の場合しかないため井戸のみや水道と井戸の併用の場合の算出方法も記載したほうが良いのではないかと。	
事務局	説明会の時の資料には記載するようにしたい。		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議題	下水道使用料等の徴収委託について		
内容	別紙のとおり		
審議経過	事務局	下水道使用料等の徴収委託についての説明。	
	委員	新たに佐賀西部広域水道企業団ができるのか。	
	事務局	現在、佐賀西部広域水道企業団は水道水を作り各市町に売買することで経営をしている。そこに参加している小城市、多久市、武雄市、嬉野市、白石町、江北町、大町町の水道事業が佐賀西部広域水道企業団へ令和2年4月以降統合されるということになる。また、嬉野市のみ水道と下水道料金を一緒に徴収をしておらず、これから徴収を委託せずに嬉野市の下水道のみ単独で徴収をするとなると負担が大きくなる。令和2年4月以降は、他市町に合わせて徴収委託をお願いするため、これから協定を結ぶ予定である。	
	委員	佐賀市は入っていないのか。	
	事務局	佐賀市は久保田町が入っていたが外れた。	
	委員	請求は一括になるのか。	
	事務局	水道料金と下水道料金の明細は表示してあるが請求は一括になる。今までは、水道料金は水道課から下水道料金は環境下水道課からそれぞれ請求をしていたが、これからは、佐賀西部広域水道企業団から一括で請求になる。	
	委員	納付書で納めるときは市役所で納めることができるのか。	
	事務局	はい。嬉野庁舎は、令和2年4月以降、現在の水道課が佐賀西部広域水道企業団嬉野営業所になるため、そこでの支払いとなる。塩田庁舎にも窓口を作る予定である。	
	委員	徴収委託のメリットで「一括納付により、収納率アップが見込める。」とあるがなぜ収納率アップが見込めるのか。	
事務局	現在、水道が3か月の滞納があった場合は停水処置を行っている。そのため、水道と一括で請求することにより滞納者の削減につながると考えている。		
委員	「事務の効率化ができる。」とあるがどれほど効率が良くなるか。		
事務局	収納業務が大部分なくなる。また、開閉栓の申請手続きも佐賀西部広域水		

		<p>道企業団が行うため、その分の事務も減る。</p>
--	--	-----------------------------